

川崎市上下水道局規程第35号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「、第19条第6項」を「（勤務時間規程第19条第6項又は川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成4年川崎市水道局規程第5号）第21条において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

第10条第1項中「、勤務時間規程」を「又は勤務時間規程」に改め、「又は第19条第6項」を削る。

第3号様式を次のように改める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。